

推薦基準要綱及び様式

A推薦:ライフル銃の所持に関する推薦

*ランニング・ターゲット射撃競技用ライフル銃

*満20歳以上

B推薦:低年者のライフル銃の所持に関する推薦

*ランニング・ターゲット射撃競技用ライフル銃

*満18歳以上20歳未満

B推薦:低年者の散弾銃の所持に関する推薦

*クレー射撃競技用散弾銃

*満18歳以上20歳未満

C推薦:低年者の空気銃の所持に関する推薦

*ランニング・ターゲット射撃競技用空気銃

*満14歳以上18歳未満

施行日:平成21年12月4日

【Aークレー協会】 ライフル銃の所持に関する推薦

ライフル銃の所持に関する推薦基準要綱

1. 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の2第4項第2号の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦の対象となるライフル銃

対象となるライフル銃は、小口径の場合は単身単発形式、大口径の場合は単身ボルト形式のランニング・ターゲット射撃競技用ライフル銃であって、日本クレー射撃協会が指定する銘柄のものとする。

3. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、日本クレー射撃協会が適当であると認めた者について行なうものとする。

- (1) 満20歳以上の者
- (2) 日本クレー射撃協会の加盟団体であるランニング・ターゲット部会（以下単に「ランニング・ターゲット部会」という。）の登録を経た日本クレー射撃協会の会員
- (3) 日本体育協会または日本クレー射撃協会が主催して行なう運動競技会のランニング・ターゲット射撃競技に参加する選手またはその候補者と認められる者
- (4) 日本クレー射撃協会が主催または指定するランニング・ターゲット射撃に関する講習会において所定の講習課程を修了した者
- (5) 日本体育協会または日本クレー射撃協会が主催して行なう運動競技会（ランニング・ターゲット部会が主催して行なう運動競技会を含む。）のランニング・ターゲット射撃競技に年2回以上参加し得る者
- (6) 日本クレー射撃協会段級審査規程で定めるすべての射撃競技種目の内、段級位が5級以上のものがあるか、またはそれと同等以上と認められるランニング・ターゲット射撃競技の経験者
- (7) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 推薦の手続

- (1) ライフル銃を所持しようとする者は、銃砲所持推薦申請書（様式第1号。以下「推薦申請書」という。）2通に所定の事項を記載し、次の誓約書を添付の上、ランニング・ターゲット部会に提出する。

- ① ライフル銃の所持申請の場合は、銃砲所持に関する申請者誓約書（様式第9-1号）を添付
 - ② 既に狩猟等の目的で所持している大口徑ライフル銃を標的射撃用途に使用する場合は、大口徑ライフル銃の標的射撃用途使用に関する申請者誓約書（様式第9-2号）を添付
- (2) ランニング・ターゲット部会は、推薦申請書を提出した者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書（様式第2-1号）1通を作成し、推薦申請書1通及び誓約書と共に日本クレール射撃協会に提出する。
- (3) 日本クレール射撃協会は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書（様式第3-1号）1通を作成し、日本体育協会に提出する。
- (4) 日本体育協会は、日本クレール射撃協会から推薦を依頼された者について、法第5条の2第4項第2号の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第15号の推薦書（様式第4-1号）正副各1通を日本クレール射撃協会に交付する。
- (5) 日本クレール射撃協会は、推薦書の写しを作成した後、推薦書正本1通及び写しをランニング・ターゲット部会に送付する。
- (6) ランニング・ターゲット部会は、申請者に推薦書正本を送付し、その写しを保管する。
- (7) 推薦書は1銃につき1通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は1年とする。ただし、推薦を受けて所持しているライフル銃の更新には、日本体育協会の再推薦は必要ない。

5. 推薦の取り消し

日本体育協会は、自らが行った推薦により所持の許可を受けてライフル銃を所持している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本クレール射撃協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ① 日本クレール射撃協会またはランニング・ターゲット部会の会員でなくなったとき
- ② 誓約事項に違反したとき
- ③ 正当な理由なく、日本体育協会または日本クレール射撃協会が主催して行なう運動競技会（ランニング・ターゲット部会が主催して行なう運動競技会を含む。）のランニング・ターゲット射撃競技に年2回以上参加しなかったとき
- ④ その他、日本クレール射撃協会またはランニング・ターゲット部会の会員としてふさわしくない行為があったとき

6. 取り消しの手続

- (1) 日本クレール射撃協会の理事またはランニング・ターゲット部会は、日本体育協会の推薦により所持の許可を受けてライフル銃を所持している者が取り消しの基準に該当するに至ったと認めるときは、推薦取消上申書（様式第5-1号）1通を作成し、日本クレール射撃協会に送付する。
- (2) 推薦取消上申書を受けた日本クレール射撃協会は、その者について理事会で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めたときは、推薦取消依頼書（様式第6-1号）1通を作成し、を日本体育協会に提出する。
- (3) 日本体育協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（様式第7-1号）1通並びに推薦取消通知書（様式第8-1号）正本1通及び写し1通を作成し、日本クレール射撃協会に交付する。
- (4) 日本クレール射撃協会は、推薦取消書を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書正本を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その写しをランニング・ターゲット部会に送付する。

7 低年者のライフル銃の所持に関する推薦基準要綱によって推薦された者

低年者のライフル銃の所持に関する推薦基準要綱（平成21年12月4日）によって法第5条の2第4項第2号の推薦を受けた者であって、20歳に達したもの（当該推薦が取り消された者を除く。）は、この要綱によって推薦された者とみなす。

附則

1. この要綱は、平成21年12月4日から施行する
2. ライフル銃の所持に関する推薦基準要綱（平成18年6月30日）は廃止する。

【Bークレー協会】 低年者（18－19歳）のライフル銃の所持に関する推薦

低年者のライフル銃の所持に関する推薦基準要綱

1. 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の2第2項第1号の推薦および第5条の2第4項第2号の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦の対象となるライフル銃

対象となるライフル銃は、単身単発形式の小口径のランニング・ターゲット射撃競技用ライフル銃であって、日本クレー射撃協会が指定する銘柄のものとする。

3. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、日本クレー射撃協会が適当であると認めた者について行なうものとする。

- (1) 満18歳以上20歳未満の者
- (2) 親権者または後見人の承諾を得た者
- (3) 日本クレー射撃協会の加盟団体であるランニング・ターゲット部会（以下単に「ランニング・ターゲット部会」という。）の登録を経た日本クレー射撃協会の会員
- (4) 国民体育大会のライフル射撃競技に参加する選手またはその候補者と認められる者であって、日本体育協会または日本クレー射撃協会が主催して行なう運動競技会のランニング・ターゲット射撃競技に参加する選手またはその候補者と認められるもの
- (5) 日本クレー射撃協会が主催または指定するランニング・ターゲット射撃に関する講習会において所定の講習課程を修了した者
- (6) 日本体育協会または日本クレー射撃協会が主催して行なう運動競技会（ランニング・ターゲット部会が主催して行なう運動競技会を含む。）のランニング・ターゲット射撃競技に年2回以上参加し得る者
- (7) 日本クレー射撃協会段級審査規程で定めるすべての射撃競技種目の内、段級位が5級以上のものがあるか、またはそれと同等以上と認められるランニング・ターゲット射撃競技の経験者
- (8) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 推薦の手続

- (1) ライフル銃を所持しようとする者は、銃砲所持推薦申請書（様式第1号。以下「推薦

申請書」という。) 2通に所定の事項を記載し、銃砲所持に関する申請者誓約書(様式第9-1号)及び未成年者銃砲所持に関する親権者承諾書(様式第10号)を添付の上、ランニング・ターゲット部会に提出する。

- (2) ランニング・ターゲット部会は、推薦申請書を提出した者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書(様式第2-2号)1通を作成し、推薦申請書1通、誓約書及び親権者承諾書と共に、日本クレー射撃協会の加盟団体で、申請者の住所地の所在する都道府県を代表する射撃スポーツ競技団体(以下「都道府県クレー協会」という。)に提出する。
- (3) 都道府県クレー協会は、推薦申請書を提出した者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書(様式第2-3号)1通を作成し、推薦申請書1通、誓約書及び親権者承諾書と共に日本クレー射撃協会に提出する。
- (4) 日本クレー射撃協会は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書(様式第3-1号)1通を作成し、日本体育協会に提出する。
- (5) 日本体育協会は、日本クレー射撃協会から推薦を依頼された者について、法第5条の2第4項第2号の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。)別記様式第15号の推薦書(様式第4-1号)正副各1通を日本クレー射撃協会に交付する。
- (6) 日本クレー射撃協会は、上記(5)の推薦書の写しを作成した後、推薦書正本1通及び写しを申請者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体(以下「都道府県体育協会」という。)に送付するとともに、銃砲所持推薦依頼書(様式第3-2号)1通を作成し、都道府県体育協会に提出する。
- (7) 都道府県体育協会は、日本クレー射撃協会から推薦を依頼された者について、法第5条の2第2項第1号の推薦に係る規則別記様式第15号の推薦書(様式第4-2号)正本1通及び写し2通を作成し、当該推薦書を上記(6)において送付された日本体育協会の推薦書正本及び写しと共に都道府県クレー協会に交付する。
- (8) 都道府県クレー協会は、上記(7)において交付された推薦書正本各1通を申請者に交付し、写し1通をランニング・ターゲット部会に送付し、写し1通を保管する。
- (9) 日本体育協会と都道府県体育協会から交付された両方の推薦書をもって、推薦要件は満たされるものとする。また、推薦書は1銃につき1対とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は1年とする。

5. 推薦の取り消し

日本体育協会並びに都道府県体育協会は、自らが行った推薦により所持の許可を受けてラ

イフル銃を所持している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本クレ射撃協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ① 日本クレ射撃協会またはランニング・ターゲット部会の会員でなくなったとき
- ② 誓約事項に違反したとき
- ③ 正当な理由なく、日本体育協会または日本クレ射撃協会が主催して行なう運動競技会（ランニング・ターゲット部会が主催して行なう運動競技会を含む。）のランニング・ターゲット射撃競技に年2回以上参加しなかったとき
- ④ その他、日本クレ射撃協会またはランニング・ターゲット部会の会員としてふさわしくない行為があったとき

6. 取り消しの手続

- (1) 日本クレ射撃協会の理事または都道府県クレ協会もしくはランニング・ターゲット部会は、日本体育協会並びに都道府県体育協会の推薦により所持の許可を受けてライフル銃を所持している者が取り消しの基準に該当するに至ったと認めるときは、推薦取消上申書（様式第5-1号または様式第5-2号）1通を作成し、日本クレ射撃協会に送付する。
- (2) 推薦取消上申書を受けた日本クレ射撃協会は、その者について理事会で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めたときは、推薦取消依頼書（様式第6-1号または様式第6-2号）1通を作成し、日本体育協会並びに都道府県体育協会に提出する。
- (3) 日本体育協会並びに都道府県体育協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（様式第7-1号または様式第7-2号）正本1通及び推薦取消通知書（様式第8-1号または様式第8-2号）正本1通及び写し1通を作成し、日本クレ射撃協会に交付する。
- (4) 日本クレ射撃協会は、推薦取消書正本各1通を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書正本各1通を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その写し各1通を推薦依頼書を発行した都道府県クレ協会に送付する。
- (5) 推薦取消通知書の写しを受けた都道府県クレ協会は、ランニング・ターゲット部会に推薦取消通知書の写しを送付する。

附則

この要綱は、平成21年12月4日から施行する。

【Bークレー協会】 低年者（18－19歳）の散弾銃の所持に関する推薦

低年者の散弾銃の所持に関する推薦基準要綱

1. 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の2第2項第1号の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦の対象となる散弾銃

対象となる散弾銃は、上下二連もしくはセミオートマチック或いはオートマチック型の平滑銃腔の散弾銃（12番口径以下のものに限る。）であって、日本クレー射撃協会が指定する銘柄のものとする。

3. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、日本クレー射撃協会が適当であると認めた者について行なうものとする。

- (1) 満18歳以上20歳未満の者
- (2) 親権者または後見人の承諾を得た者
- (3) 日本クレー射撃協会の加盟団体で、都道府県を代表する射撃スポーツ競技団体（以下「都道府県クレー協会」という。）の登録を経た日本クレー射撃協会の会員
- (4) 国民体育大会のクレー射撃競技に参加する選手またはその候補者及び日本体育協会または日本クレー射撃協会が主催して行なう運動競技会のクレー射撃競技に参加する選手またはその候補者と認められる者
- (5) 日本クレー射撃協会が主催または指定するクレー射撃に関する講習会において所定の講習課程を修了した者
- (6) 日本体育協会または日本クレー射撃協会が主催して行なう運動競技会（都道府県クレー射撃協会等の日本クレー射撃協会の加盟団体（以下単に「加盟団体」という。）が主催して行なう運動競技会を含む。）のクレー射撃競技に年2回以上参加し得る者
- (7) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 推薦の手続

- (1) 散弾銃を所持しようとする者は、銃砲所持推薦申請書（様式第1号。以下「推薦申請書」という。）2通に所定の事項を記載し、銃砲所持に関する申請者誓約書（様式第9-1号。以下「誓約書」という。）及び未成年者銃砲所持に関する親権者承諾書（様式第10号。以下「親権者承諾書」という。）を添付の上、都道府県クレー協会に提出す

る。ただし、日本学生クレ射撃連盟の登録を経た日本クレ射撃協会の会員（以下「学連会員」という。）が申請を行う場合は、推薦申請書及び添付書類を日本学生クレ射撃連盟を通じて申請者の住所地が所在する都道府県クレ協会に提出するものとする。

(2) 都道府県クレ協会は、推薦申請書を提出した者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書（様式第2-3号）1通を作成し、推薦申請書1通、誓約書及び親権者承諾書と共に日本クレ射撃協会に提出する。

(3) 日本クレ射撃協会は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書（様式第3-2号）1通を作成し、申請者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体（以下「都道府県体育協会」という。）に提出する。

(4) 都道府県体育協会は、日本クレ射撃協会から推薦を依頼された者について、法第5条の2第2項第1号の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第15号の推薦書（様式第4-2号）正本1通及び写し1通を作成し、都道府県クレ協会に交付する。

(5) 都道府県クレ協会は、推薦書正本を申請者に交付し、その写しを保管する。この場合において、申請者が学連会員であるときは、都道府県クレ協会は、推薦書の写し1通を作成し、日本学生クレ射撃連盟に送付する。

(6) 日本学生クレ射撃連盟は、推薦書の写しの送付を受けたときは、送付された推薦書の写しを保管する。

(7) 推薦書は1銃につき1通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は1年とする。

5. 推薦の取り消し

都道府県体育協会は、自らが行った推薦により所持の許可を受けて散弾銃を所持している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本クレ射撃協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ① 日本クレ射撃協会または都道府県クレ協会の会員でなくなったとき
- ② 誓約事項に違反したとき
- ③ 正当な理由なく、日本体育協会または日本クレ射撃協会が主催して行なう運動競技会（都道府県クレ協会が主催して行なう運動競技会を含む。）のクレ射撃競技に年2回以上参加しなかったとき
- ④ その他、日本クレ射撃協会または都道府県クレ協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

6. 取り消しの手続

- (1) 日本クレール射撃協会の理事または都道府県クレール協会は、都道府県体育協会の推薦により所持の許可を受けて散弾銃を所持している者が取り消しの基準に該当するに至ったと認めるときは、推薦取消上申書（様式第5-1号または様式第5-2号）1通を作成し、日本クレール射撃協会に送付する。
- (2) 推薦取消上申書を受けた日本クレール射撃協会は、その者について理事会で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めたときは、推薦取消依頼書（様式第6-2号）1通を作成し、都道府県体育協会に提出する。
- (3) 都道府県体育協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（様式第7-2号）1通並びに推薦取消通知書（様式第8-2号）正本1通及びその写し1通を作成し、日本クレール射撃協会に交付する。
- (4) 日本クレール射撃協会は、推薦取消書1通を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書正本1通を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その写しを銃砲所持推薦依頼書を発行した都道府県クレール協会に送付する。

この場合において、被取消者が学連会員であるときは、都道府県クレール協会は、推薦取消通知書の写しを日本学生クレール射撃連盟に送付する。

附則

1. この要綱は、平成21年12月4日から施行する
2. 18才以上20才未満の者で国民体育大会のクレール射撃競技の選手又は候補者として散弾銃を所持しようとする者に関する推薦基準要綱（昭和60年3月23日）は廃止する。

【Cークレー協会】 低年者（14－17歳）の空気銃の所持に関する推薦

低年者の空気銃の所持に関する推薦基準要綱

1. 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条第1項第1号の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦の対象となる空気銃

対象となる空気銃（空気けん銃を除く。以下同じ。）は、単身単発形式のランニング・ターゲット射撃競技用空気銃であって、日本クレー射撃協会が指定する銘柄のものとする。

3. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、日本クレー射撃協会が適当であると認めた者について行なうものとする。

- (1) 満14歳以上18歳未満の者
- (2) 親権者または後見人の承諾を得た者
- (3) 日本クレー射撃協会の加盟団体であるランニング・ターゲット部会（以下単に「ランニング・ターゲット部会」という。）の登録を経た日本クレー射撃協会の会員
- (4) 国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第3条第1項各号に掲げる運動競技会をいう。）のランニング・ターゲット射撃競技に参加する選手またはその候補者と認められる者
- (5) 日本クレー射撃協会が主催または指定するランニング・ターゲット射撃に関する講習会において所定の講習課程を修了した者
- (6) 日本体育協会または日本クレー射撃協会が主催して行なう運動競技会（ランニング・ターゲット部会が主催して行なう運動競技会を含む。）のランニング・ターゲット射撃競技に年2回以上参加し得る者
- (7) ランニング・ターゲット部会段級位審査規程で定める段級位1級以上のものがある者
- (8) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 推薦の手続

- (1) 空気銃を所持しようとする者は、銃砲所持推薦申請書（様式第1号。以下「推薦申請書」という。）2通に所定の事項を記載し、銃砲所持に関する申請者誓約書（様式第9-1号。以下「誓約書」という。）及び未成年者銃砲所持に関する親権者承諾書（様式第10号。以下「親権者承諾書」という。）を添付の上、ランニング・ターゲット部会

に提出する。

- (2) ランニング・ターゲット部会は、推薦申請書を提出した者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書（様式第2-1号）1通を作成し、推薦申請書1通、誓約書及び親権者承諾書と共に日本クレ射撃協会に提出する。
- (3) 日本クレ射撃協会は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書（様式第3-1号）1通を作成し、日本体育協会に提出する。
- (4) 日本体育協会は、日本クレ射撃協会から推薦を依頼された者について、法第5条第1項第1号の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第15号の推薦書（様式第4-3号）正副各1通を日本クレ射撃協会に交付する。
- (5) 日本クレ射撃協会は、推薦書の写し1通を作成し、推薦書正本1通及びその写しをランニング・ターゲット部会に送付する。
- (6) ランニング・ターゲット部会は、推薦書正本を申請者に交付し、その写しを保管する。
- (7) 推薦書は1銃につき1通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は1年とする。

5. 推薦の取り消し

日本体育協会は、自らが行った推薦により所持の許可を受けて空気銃を所持している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本クレ射撃協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ① 日本クレ射撃協会またはランニング・ターゲット部会の会員でなくなったとき
- ② 誓約事項に違反したとき
- ③ 正当な理由なく、日本体育協会または日本クレ射撃協会が主催して行なう運動競技会（ランニング・ターゲット部会が主催して行う運動競技会を含む。）のランニング・ターゲット射撃競技に年2回以上参加しなかったとき
- ④ その他、日本クレ射撃協会またはランニング・ターゲット部会の会員としてふさわしくない行為があったとき

6. 取り消しの手続

- (1) 日本クレ射撃協会の理事またはランニング・ターゲット部会は、日本体育協会の推薦により所持の許可を受けて空気銃を所持している者が取り消しの基準に該当するに至ったと認めるときは、推薦取消上申書（様式第5-1号）1通を作成し、日本クレ射撃協会に送付する。

- (2) 推薦取消上申書を受けた日本クレール射撃協会は、その者について理事会で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めたときは、推薦取消依頼書（様式第6-1号）1通を作成し、日本体育協会に提出する。
- (3) 日本体育協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（様式第7-1号）1通並びに推薦取消通知書（様式第8-1号）正本1通及び写し1通を作成し、日本クレール射撃協会に交付する。
- (4) 日本クレール射撃協会は、推薦取消書を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書正本を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その写しをランニング・ターゲット部会に送付する。

附則

この要綱は、平成21年12月4日から施行する。

<様式第1号>

銃砲所持推薦申請書

[散弾銃・ライフル銃(小口径・大口徑)・空気銃]

平成 年 月 日

社団法人 日本クレ－射撃協会

会 長 ○○ ○○ 殿

申請者住所

氏名

印

私は、貴協会の指導に従い、(クレ－射撃競技・ランニング・ターゲット射撃競技)の選手・候補者として、当該銃砲を所持したいので、必要な推薦の手続きを次によりお願いします。

申請者	本籍					
	住所	〒 -				
	氏名				性別	男・女
	生年月日	S・H 年 月 日	電話番号	局 番		
	職業					
猟銃等講習会 課程修了 証明書	番号		クレ－射撃 ランニング・ター ゲット射撃会 に関する講習会 修了証明書	番号		
	交付年月日			交付年月日		
	公安委員会名			受講場所		
会員登録番号		資格認定	取得年月日	年 月 日		
			証書番号			
			段級位			
所持しようとする銃	銘柄					
	型式					
	口径	ミリメートル				
	適合実包					

(誓約事項) 次の事項を守ることを誓約します。

- 1 日本クレ－射撃協会制定の射撃競技規則を守り、スポーツ射撃に精励します。
- 2 銃器弾薬の関係法令を遵守し、危害予防と銃器保管については特に注意します。
- 3 当該銃砲については、許可の確認を受けた日並びに放銃した日より2週間以内に、定められた様式により、加盟団体宛に内容を報告します。
- 4 その他日本クレ－射撃協会の指導を守ります。

氏名(自署)

印

<添付様式第1号>

*ライフル銃（大口徑・小口径）所持申請の場合に添付

所持している銃の明細表（申請銃も記入のこと）

所持許可	許可番号					
	許可年月日					
	公安委員会					
銃器	種類					
	銘柄					
	型式					
	弾倉容量					
	口径	mm	mm	mm	mm	mm
	適合実包					
	銃番号					
日本体育協会の推薦の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
推薦書番号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
推薦年月日						
その他の	申請銃					

<様式第2-1号>

県名	.
番号	

銃砲所持推薦依頼書

[ライフル銃(大口徑・小口径)・空気銃]

平成 年 月 日

社団法人 日本クレー射撃協会

会長 ○○ ○○ 殿

ランニング・ターゲット部会

代表者氏名 _____ 印

住 所 _____

担当者名 _____ 印

電 話 _____

このたび 殿より別添の通り銃砲所持推薦について申請があったので、
当団体が審査したところ、ランニング・ターゲット射撃競技の選手・候補者として適当であると認められるので、当該銃砲の所持についての推薦を願います。

推薦	資格	記録	銃種	面接	講習	会員	段級

<様式第2-2号>

県名	
番号	

銃砲所持推薦依頼書

[散弾銃・ライフル銃(小口径)]

平成 年 月 日

加盟団体(都道府県クレー協会)

会長 ○○ ○○ 殿

ランニング・ターゲット部会 または 日本学生クレー射撃連盟

代表者氏名 _____ 印

住 所 _____

担当者名 _____ 印

電 話 _____

このたび _____ 殿より別添の通り銃砲所持推薦について申請があったので、
当団体で審査したところ、(クレー射撃競技・ランニング・ターゲット射撃競技の選手・候補者
として適当であると認められるので、当該銃砲の所持についての推薦を願います。

推 薦	資 格	記 録	銃 種	面 接	講 習	会 員	段 級

<様式第2-3号>

県名	
番号	

銃砲所持推薦依頼書

[散弾銃・ライフル銃(小口径)]

平成 年 月 日

社団法人 日本クレイ射撃協会

会長 ○○ ○○ 殿

加盟団体(都道府県クレイ協会)

代表者氏名 _____ 印

住 所 _____

担当者名 _____ 印

電 話 _____

このたび _____ 殿より別添の通り銃砲所持推薦について申請があったので、
当団体で審査したところ、(クレイ射撃競技・ランニング・ターゲット射撃競技)の選手・候補者
として適当であると認められるので、当該銃砲の所持についての推薦を願います。

推薦	資格	記録	銃種	面接	講習	会員	段級

<様式第3-1号>

番 号
平成 年 月 日

銃砲所持推薦依頼書
〔ライフル銃（大口徑・小口徑）〕

財団法人 日本体育協会
会長 ○○ ○○ 殿

社団法人 日本クレー射撃協会
会長 ○○ ○○

下記の者を、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第2号による銃砲所持者として、推薦を依頼いたします。

1. 被推薦者

本 籍
住 所
職 業
氏 名 性別
生年月日

2. 推薦の理由

日本体育協会または日本クレー射撃協会が主催して行なう運動競技会のライフル射撃競技の選手またはその候補者として適当であります。

なお、所持しようとする銃は以下の通りです。

種 類 ライフル銃
形 式
銘 柄
口 徑
適合実包

<様式第3-2号>

番 号
平成 年 月 日

銃砲所持推薦依頼書
〔散弾銃・ライフル銃（小口径）〕

財団法人 ○○県体育協会
会長 ○○ ○○ 殿

社団法人 日本クレー射撃協会
会長 ○○ ○○

下記の者を、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第2項第1号による銃砲所持者として、推薦を依頼いたします。

1. 被推薦者

本 籍
住 所
職 業
氏 名 性別
生年月日

2. 推薦の理由

国民体育大会において〔散弾銃・ライフル銃〕を用いて行なう射撃競技に参加する選手またはその候補者として適当であります。

なお、所持しようとする銃は、以下の通りです。

種 類
形 式
銘 柄
口 径
適合実包

<様式第3-3号>

番 号
平成 年 月 日

銃砲所持推薦依頼書
〔空気銃〕

財団法人 日本体育協会
会長 ○○ ○○ 殿

社団法人 日本クレー射撃協会
会長 ○○ ○○

下記の者を、銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第1号による銃砲所持者として、推薦を依頼いたします。

1. 被推薦者

本 籍
住 所
職 業
氏 名 性別
生年月日

2. 推薦の理由

国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第3条第1項各号に掲げる運動競技会をいう。）の空気銃射撃競技に参加する選手またはその候補者として適当であります。

なお、所持しようとする銃は以下の通りです。

種 類 空気銃（空気けん銃を除く。）
形 式
銘 柄
口 径
適合実包

<様式第4-1号>

第 号

推 薦 書

平成 年 月 日

公安委員会殿

推薦者

財団法人 日本体育協会

会長 ○○ ○○

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第2号の規定により下記のとおり推薦します。

被 推 薦 者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生年月日	
推 薦 の 理 由	<p>日本体育協会または日本クレイ射撃協会が主催して行なう運動競技会のライフル射撃競技の選手またはその候補者として適当であります。</p> <p>なお、所持しようとする銃は次の通りです。</p> <p>種 類 ライフル銃</p> <p>形 式</p> <p>銘 柄</p> <p>口 径</p> <p>適合実包</p>	

<様式第4-2号>

第 号

推 薦 書

平成 年 月 日

公安委員会殿

推薦者

財団法人 ○○県体育協会

会長 ○○ ○○

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第2項第1号の規定により下記のとおり推薦します。

被 推 薦 者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生年月日	
推 薦 の 理 由	<p>国民体育大会において〔散弾銃・ライフル銃〕を用いて行なう射撃競技に参加する選手またはその候補者として適当であります。</p> <p>なお、所持しようとする銃は次の通りです。</p> <p>種 類 〔散弾銃・ライフル銃〕</p> <p>形 式</p> <p>銘 柄</p> <p>口 径</p> <p>適合実包</p>	

<様式第4-3号>

第 号

推 薦 書

平成 年 月 日

公安委員会殿

推薦者

財団法人 日本体育協会

会長 ○○ ○○

銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第1号の規定により下記のとおり推薦します。

被 推 薦 者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生年月日	
推 薦 の 理 由	<p>国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第3条第1項各号に掲げる運動競技会をいう。）の空気銃射撃競技に参加する選手またはその候補者として適当であります。</p> <p>なお、所持しようとする銃は次の通りです。</p> <p>種 類 空気銃</p> <p>形 式</p> <p>銘 柄</p> <p>口 径</p> <p>適合実包</p>	

<様式第5-1号>

県名	
番号	

推薦取消上申書
[ライフル銃(大口徑・小口径)・空気銃]

平成 年 月 日

社団法人 日本クレー射撃協会

会長 ○○ ○○ 殿

日本クレー射撃協会 理事名
もしくは
ランニング・ターゲット部会
代表者氏名

印

下記の者についての推薦の取り消しを上申します。

記

1. 被推薦者

住 所
氏 名
推薦年月日
推薦書番号
種 類

年 月 日
第 号 銃砲の所持に関する推薦

2. 取消の理由

<様式第5-2号>

県名	
番号	

推薦取消上申書
〔散弾銃・ライフル銃(小口径)〕

平成 年 月 日

社団法人 日本クレー射撃協会

会長 ○○ ○○ 殿

都道府県クレー射撃協会

代表者氏名

印

下記の者についての推薦の取り消しを上申します。

記

1. 被推薦者

住 所

氏 名

推薦年月日

年 月 日

推薦書番号

第 号 銃砲の所持に関する推薦

種 類

2. 取消の理由

<様式第6-1号>

番 号
平成 年 月 日

推薦取消依頼書

[ライフル銃(大口徑・小口径)・空気銃]

財団法人 日本体育協会

会長 ○○ ○○ 殿

社団法人 日本クレ-射撃協会

会長 ○○ ○○

下記の者についての、推薦取消を依頼いたします。

記

1. 被推薦者

住 所

氏 名

推薦年月日 年 月 日

推薦書番号 第 号 銃砲の所持に関する推薦

種 類

2. 取消の理由

<様式第6-2号>

番 号
平成 年 月 日

推薦取消依頼書
〔散弾銃・ライフル銃(小口径)〕

財団法人 ○○県体育協会
会長 ○○ ○○ 殿

社団法人 日本クレー射撃協会
会長 ○○ ○○

下記の者についての、推薦取消を依頼いたします。

記

1. 被推薦者

住 所
氏 名
推薦年月日 年 月 日
推薦書番号 第 号 銃砲の所持に関する推薦
種 類

2. 取消の理由

<様式第7-1号>

第 号

推薦取消書

平成 年 月 日

殿

財団法人 日本体育協会
会長 ○○ ○○

貴殿の推薦を取り消します。

記

推薦年月日 年 月 日

推薦書番号 第 号 銃砲の所持に関する推薦

種類 [ライフル銃(大口徑・小口径)・空気銃]

取消の理由

<様式第7-2号>

第 号

推薦取消書

平成 年 月 日

殿

財団法人 ○○県体育協会
会長 ○○ ○○

貴殿の推薦を取り消します。

記

推薦年月日 年 月 日

推薦書番号 第 号 銃砲の所持に関する推薦

種類 [散弾銃・ライフル銃(小口径)]

取消の理由

<様式第8-1号>

第 号

推薦取消通知書

平成 年 月 日

公安委員会 殿

財団法人 日本体育協会
会長 ○○ ○○

下記の者の推薦を取り消しましたので通知します。

記

住 所

氏 名

推薦年月日 年 月 日

推薦書番号 第 号 銃砲の所持に関する推薦

種 類 [ライフル銃(大口徑・小口径)・空気銃]

取消の理由

<様式第8-2号>

第 号

推薦取消通知書

平成 年 月 日

公安委員会 殿

財団法人 ○○県体育協会
会長 ○○ ○○

下記の者の推薦を取り消しましたので通知します。

記

住 所

氏 名

推薦年月日 年 月 日

推薦書番号 第 号 銃砲の所持に関する推薦

種 類 [散弾銃・ライフル銃(小口径)]

取消の理由

<様式第9-1号>

銃砲所持に関する申請者誓約書

平成 年 月 日

社団法人 日本クレ射撃協会
会 長 ○○ ○○ 殿

所属協会
住 所
氏 名

印

私 儀

今般、（散弾銃・ライフル銃・空気銃）の所持推薦を受けるにあたり、当該銃砲の使用については、推薦基準要綱並びに誓約事項を遵守し、公安委員会指定射撃場において指定する標的射撃を行う他は、狩猟等目的外の使用は一切いたしません。

なお、推薦基準要綱並びに誓約事項に違反したる行為のあったときはただちに推薦の取り消しを受けても、一切の異議を申し立てません。

上記のとおり誓約いたします。

<様式第9-2号>

大口徑ライフル銃の標的射撃用途使用に関する
申請者誓約書

平成 年 月 日

社団法人 日本クレー射撃協会
会 長 ○○ ○○ 殿

所属協会
住 所
氏 名

印

私 儀

このたび、狩猟等の用途のため所持している大口徑ライフル銃に関し、標的射撃の用途に供するため推薦を受けるについては、会員の身分の継続、年2回以上競技会への参加等、推薦基準要綱において義務付けられている事項を確実に履行するとともに、標的射撃の目的で譲受許可を受けて購入した実包及び火薬類を狩猟等の標的射撃以外の目的に使用しないことを誓約いたします。

万一上記の誓約事項に違背し、または義務事項の履行を怠った場合には、直ちに推薦取消処分を受けても、何等の異議はありません。

上記の通り誓約いたします。

<様式第10号>

未成年者銃砲所持に関する親権者承諾書

平成 年 月 日

社団法人 日本クレー射撃協会

会 長 ○○ ○○ 殿

(親権者・後見人)

住 所： _____

氏 名： _____ (印)

生年月日： _____ 年 月 日 歳

電話番号： _____

申請者との関係： _____

私 儀

私は、下記の銃砲所持申請者の親権者もしくは後見人として、申請者の銃砲の所持について承諾するとともに、射撃競技以外に銃の使用はさせないことは勿論のこと、関係法規の総てを遵守させ、貴会の指導に従うことを保証し、監督致します。

記

[申請者]

氏 名(ふりがな)： _____

現住所： _____

在 学 校： _____

性 別： 男 性 ・ 女 性 (該当性別に○印)

生年月日： _____ 年 月 日 生 _____ 満 歳

所持予定銃砲： 散 弾 銃 ・ ライフル銃 ・ 空 気 銃 (該当銃種に○印)